

# ルフ会員権の裁判と今後の課題

## ルフ会員権の裁判

渡所得の取得費に該当するか否かを争点とす を受けたゴルフ会員権に係る名義書換料が譲 ゴルフ会員権の裁判とは正確にいえば贈与 この裁判で勝訴するまでは、 贈与、相続及

び遺贈 (以下単に「贈与等」という。) の資 を所有していたものとみなす。」(以下「本件 与等により取得した資産の取得費等) におけ 法律」という。) であるという。 譲渡した場合における.....譲渡所得の金額.. る条文の「居住者が.....取得した.....資産を 所得税法 (以下「所法」という。) 第60条 (贈 人しないとする取扱いが公知の事実として受 産に係る費用の額は、譲渡所得の取得費に算 本件法律は「譲渡資産について受贈者が贈 の計算については、その者が引き続きこれ 入れられていた。そして、その根拠法令は 2 1

20日、審査・裁決〔棄却・平成11年12月13 段の定めがあるものを除き、その資産の取得 渡所得の金額の計算上控除する取得費は、 を支持した (異議決定 (棄却・平成11年4月 務署長が行った当該名義書換料8万4000 係る名義書換料は認められない。」として税 は別段の定めに該当するのでゴルフ会員権に 合計額とする。』と規定するように所法の条 は「譲渡所得の取得費は所法38条1項に『譲 取得費に該当しないとした規定ではない。」 後に当該資産について支出した金額について って、受贈者が贈与等により資産を取得した 円を否認する更正処分 (平成10年11月25日) 期を受贈者に引き継ぐためのみなし規定であ 与者の取得した当該資産の取得費及び取得時 に要した金額並びに設備費及び改良費の額の と反論したが税務行政庁及び国税不服審判所 別 (2) 4 3

4000円(名義書換料80万円・消費税 取得し、平成5年7月1日に長男・右山秀一 クラブの正会員となったものである。 に贈与し同人はH社に名義書換手数料82万 にH社から新規募集会員権を1200万円で 〔3%〕2万4000円) を支払い同ゴルフ 当該ゴルフ会員権は私が昭和63年11月18日

> 定申告において譲渡所得損失を1182万 4000円としたが更正処分により当該損失 を1100万円とされたものである。 員権を100万円で売却し平成9年分所得確 同人は平成9年4月3日㈱N社に対し本件会

## 提訴までの経緯

訟代理人として提訴を行ったものである。 2000円過少申告加算税の賦課決定額4万 長男・右山秀一を原告とし、弁護士2名を訴 するか否かについて迷ったが、次の各点から て前に納付している。したがって争訴に移行 1000円であり、それらはすべて不服申立 当該更正処分による税額増加額は41万

理由が租税法律主義から妥当な解釈である と考えられないこと。 税務行政庁並びに国税不服審判所の棄却

設権利用権である。これは名義書換をした 取扱いが実情に則していないこと。 名義書換料のゴルフ場が出現し、課税庁の 権の相場は下落し会員権相場よりも高額な ゴルフ会員権の主たる内容はゴルフ場施 国税不服審判所の棄却当時のゴルフ会員

正会員に認められる権利であるのに当該名

義書換料が取得費に該当しないとする解釈

にはどこかに誤りがあること。

要があること。 究は殆どなく、争訴により明らかにする必 らず、取得費のうち当該資産の客観的価格 を構成すべき取得費については多少の研究 みられるような「付随費用」についての研 が散見するもののその他の名義書換料等に 譲渡所得に係る取得費の研究は進んでお

## 第1審及び第2審の経緯

ても取得費にはならない。」という驚くべき贈者が受贈資産につき、いかなる支出を行っ 理由により棄却とされた。 が引き続き所有したものとみなされるので受 れを所有していたものとみなすにより贈与者 示は「所法の条により、その者が引き続きこ に行われ棄却とされ敗訴となったが、その判(第1審判決は東京地裁で平成12年12月21日

審の判決における所法の条の解釈は受贈者と 日に行われ敗訴となった。控訴状では、第1 第2審判決は、東京高裁で平成13年6月27

の理由で棄却された。 ると主張したにもかかわらず、第1審と同様 贈与者とを誤っており判断に重大な瑕疵があ

高裁の判断を仰ぐこととした。 に上告受理申立理由書を最高裁に提出して最

### 最高裁の判決

決が平成17年2月1日にあった。 政庁の負担とする。」という全面勝訴の判

1

を離れて他に移転するのを機会にこれを清 益を所得として、その資産が所有者の支配 を取得するための付随費用の額も含まれる りによりその資産の所有者に帰属する増加譲渡所得に対する課税は、資産の値上が 格を構成すべき取得代金のほか、当該資産 て 算して課税する趣旨のものである。そし に要した金額」には、当該資産の客観的価 所得税法38条1項にいう「資産の取得

を清算して課税することとしたものであ っては、その時点で資産の増加益が具体的 時期も引き継がれる結果、資産の保有期間 課税されるとともに、贈与者の資産の取得 保有期間に係る増加益をも含めて受贈者に 産を取得するのに要した費用が引き継がの金額の計算においては、贈与者が当該資 が資産を譲渡することによってその増加益 通算されることになる。 については、贈与者と受贈者の保有期間が る。同項の規定により、受贈者の譲渡所得 が具体的に顕在化した時点において、これ ことから、これを留保し、その後受贈者等 渡所得課税について納税者の納得を得難い に顕在化しないため、その時点における譲 所得税法の条1項1号所定の贈与等にあ 課税を繰り延べられた贈与者の資産の

るから、この規定は、受贈者の譲渡所得の 本旨は、増加益に対する課税の繰延べにあ このように、所得税法の条1項の規定の

行政の対応

したがって、やむを得ず平成13年9月10日 に係る増加益を合わせたものを超えて、 間に係る増加益に贈与者の資産の保有期間

「VEID」 1.1. 本人申告額を認め、訴訟費用はを取り消す、本人申告額を認め、訴訟費用は最高裁では「原判決を破棄し、第1審判決 最高裁判決要旨

その最高裁の判決要旨は次のとおりである。

# 最高裁判決要旨

扱うとしたものであることが確認されたもの 判決に係る誤りを是正し、合理的な判例とし 要した金額として収入金額から控除さるべき 以外は通常行われる有償譲受けと同様に取り に係る特例 (所法の①一) は、課税の繰延べ 資産の取得に係る付随費用は、資産の取得に していない譲渡損益の繰延べにすぎず、これ という文言について「贈与等における顕在化 て確立したと判断される。 このことは贈与等 ものである。」と解釈し第1審及び第2審の 損益が計算さるべきであり、その計算の中で と別個に受贈者の資産の保有期間に係る譲渡 引き続きこれを所有していたものとみなす」 本判決は取得税法の条1項の「~その者が

の長期間にわたっての私の税理士補佐人とし ての権利救済事件であった。 顧みれば、本件は更正処分から約6年3月

新設取扱いの内容

贈与等(贈与 相続 遺

基因となる資産の取

(贈与等の際に支出した費用・所基通60-2)

業務用の固定資産

(所基通37-5 ,49-3) -各種所得の必要経費算入



郎

質のものである。そうすると上記付随費用 取得に要した費用」に当たると解すべきで の額は、取得税法の条1項に基づいてされ 額」として収入金額から控除されるべき性 の計算において、資産の取得に要した金 る譲渡所得の金額の計算において「資産の から資産を取得するための付随費用の額 いうべきである。そして、受贈者が贈与者 得として把握することを予定していないと は、受贈者の資産の保有期間に係る増加益 はない。 本通達の内容 したがって、その後に発遣され

産税等の必要経費算入)及び同49-通達を新設し、併せて所基通37-5 償却資産に係る登録免許税等)に「 基通の - 2 (贈与等の際に支出した する」という注書を加えたものであ 贈又は贈与により取得した資産を含 本通達の内容を一覧にして図で示 ಠ್ಠ

本通達についての判断

有期間に係る増加益の計算において「資産

×が本件会員権を取得するための付随費用

前記事実関係によれば、本件手数料は、

に当たるものであり、×の本件会員権の保

の取得に要した金額」として収入金額から

題ではなく、資産を取得するための付随費用 資産の客観的価格を構成すべき取得 釈をめぐる対立から発したものであ 得に要した金額」に含まれるとした る名義書換料は付随費用に該当し「 の問題であった。 本判決はゴルフ会 本判決は「資産の取得に要した余 資産の取 云員権に係 代金の問 めり、かつ 金額」の解 ものであ

ある。

に当たるものとして、

これを計算すべきで

本件手数料が「資産の取得に要した金額. きる。したがって、本件譲渡所得金額は、 控除されるべき性質のものということがで

2

最高裁判決の考え方

14日に次の事項について情報として 最高裁判決をふまえ国税庁は平成 計算上の取得費に含めて計算する どは当該資産を譲渡した場合は譲 われる不動産登記費用・名義書換 従来の取扱いを改め、贈与等の | 渡所得の 授手数料な )際に支払 77年2月

> 表1によれば登録免許税・固定資産税等につ 疑念をなくす必要があると考える。 第2に図 念を明らかにし「取得に要した金額」に係る

税目を列挙して当該税目が必要経費

最高裁判決をふまえた示達 (情

は第1に資産を取得するための付随費用の概

そうであれば、その判決を受けた本通達に

得税の還付を行う。 いては、更正の請求などにより5 ①の費用を控除しないで申告し 年間の所 た者につ

政庁内部の解釈の基となる法令解 としての情報としての示達であり、 あった。しかし、これらは緊急・ 税者の権利救済の点から称賛すべ この情報は行政の適格性・迅速 近性及び納 脱釈通達で 暫定措置 きもので 税務行

明としては、遺産分割の紛争に係る訴訟費用

弁護士費用などは通常必要な費用に当たら

の取扱いは法的解釈として合理的であるかをないから取得費を構成しないとしている。こ

検討する必要がある。

今後の課題

産取得のための通常必要な費用」のみが当該

に要した金額」の取扱いについて本通達は,資 本通達は明らかにしていない。第3に「取得

付随費用に該当するとしている。 そうして説

等の付随費用の問題である。この点について

課以外の、例えば支払利息・名義変更手数料 ではなく通達で明らかになっていない租税公している。しかし、本判決は租税公課の問題 に算入するか取得費に該当するかを明らかに

釈通達について述べることとする。 基本通達 (法令解釈通達)の改正 た法令解

表1)のとおりである。 本通達(平成17年6月27日付)の むものとは、 3 (減価 っ(固定資の内容は所 ずと (図

の範囲・費目(例えば支払利子・名義変更料これに対応する基本通達の改正は付随費用 あった。 決は取得費の中の付随費用についてのもので る所法の条の解釈については贈与等に際して 最高裁判決は、贈与等の場合の取得費に係 しての措置であるとしている。 しかも当該判 の譲渡所得課税の繰延べに伴う別段の定めと

合理的な内容を官・民一体となって明らかにうケース・スタディ形式で早急に付随費用の 会し、 税理士が多様な付随費用について国税庁に照 反映させる今後の課題であると考える。 することが、当該最高裁判決を実務に合理的 なかったものと推察する。そこで実務を行う わち付随費用に多様性がありこれを絞り込め 必要経費等)を明らかにしていない。すな 個別通達として同庁が回答を行うとい

固定資産税等の必要経費 算入(37-5) 資産取得のための通 常必要な費用の支出のうち 固定資産税,登録免許税,不動産取得税,特別土地保有税,事 取得価額に算 入する登録免 許税の部分を 除く(49-3参照) 37-5 ,49-3に より必要経費 業所税 ,自動車 に算入された 登録免許税不 税等 動産取得税等 業務用資産には贈与等によ を除外 り取得した資産を含む B減価償却資産に係る登 録免許税等(49-3) 資産の取得費算入 登録により権利発生するもの (例:特許権 鉱業権) 取得価額算入 登録を要するもの (船舶,航空機,自動車等) 取得価額不算入可 取得価額不算入 取得価額不算入 (注)贈与等以外の非 業務用の固定資産 LC A .B以外 必要経費算入 の取得の場合の登 録免許税等につい ては38-9参照 非業務用の固定資産に係る登録免許税等(38-9) 資産の取得に伴い 贈与等により取得 納付する租税公課 するものに係る登 は取得費に算入す 録免許税等は60-2